

令和7年度保育補助者雇上支援事業募集要項

1 目的

香川県では、保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇上げに必要な費用の貸付けを行います。

2 貸付対象施設・事業者

以下のいずれかの要件を満たす県内の施設又は事業者であること。

(1) 申請日以降、新たに保育補助者を雇用する場合

以下のいずれかの施設・事業者

- ① 保育所(地方公共団体が運営するものを除く。)
- ② 幼保連携型認定こども園(地方公共団体が運営するものを除く。)
- ③ 小規模保育事業
- ④ 事業所内保育事業
- ⑤ 企業主導型保育事業

※③、④においては、子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その雇上げに係る経費が交付される者を雇い上げる場合は、貸付対象となりません。

(2) 既に保育補助者を雇用している場合

次の①～③のいずれかの条件を満たす(1)の①～⑤の施設・事業者

- ① 保育補助者の保育士資格の取得に施設として取り組んでおり、資格取得後に別の補助者を雇用する計画がある場合
- ② 以下のア及びイに該当すること
 - ア 貸付けを受けることにより、給与改善を図るなどの処遇改善に取り組むこと
 - イ 保育士及び保育補助者の数が申請月の前年同月の数より、それぞれ同数以上
- ③ 保育士の平均勤続年数が11年以上であること

※②のイについては、非常勤職員の場合、常勤換算した後の職員数とします。

＜常勤換算値を算出するための算式＞

非常勤職員の1か月の勤務時間数の合計 ÷

各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値

※③については、保育士としての通算勤続年数ではなく、当該施設・事業所における勤続年数とします。

3 保育補助者の要件

貸付けの対象となる保育補助者の要件は、以下のいずれの要件も満たす者であること

- (1) 香川県内に居住し、保育士資格の取得を目指す者であること
- (2) 以下のいずれかに該当する者であること
 - ア 児童福祉法第7条に規定する保育所で保育業務に従事した期間がある者
 - イ 認定こども園で保育業務に従事した期間がある者
 - ウ 家庭的保育者
 - エ 子育て支援員研修を修了した者（勤務開始後に受講予定の者を含む）
 - オ 保育に関する40時間以上の実習を受けた者（勤務開始後に実習予定の者を含む。）又はこれと同等の知識及び技能があると知事が認める者（実習の実施方法等については、別添のとおり。）

4 貸付予定施設・事業者

概ね1施設程度

5 募集期間

令和7年1月26日(水)～令和7年2月19日(金)

6 貸付条件

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに保育補助者の雇い上げを開始する施設が対象です。

(1) 貸付金額・貸付期間

年額2,953,000円以内。（令和7年度以降最大3年間）

ただし、令和7年4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付けにより2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年額2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とすることができます。

なお、保育補助者が、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得した場合、貸付期間は、資格を取得した該当年度までの貸付けとします。

(2) 貸付利子

無利子

※ただし返済期間を過ぎて返済する場合は、その残額に対して、年3%の延滞利子を徴収することになります。

(3) 連帯保証人 1名

※原則として、県内に在住し、かつ、独立の生計を営む成年者

7 借入申込方法

借入を希望する施設又は事業者は、次の必要書類を「14 書類の提出先及び問合せ先」まで提出してください。

(1) 共通提出書類

No.	提出書類	備 考
1	「保育補助者雇上費貸付申請書」（様式第1号の1）	
2	保育補助者の住民票	保育補助者本人のみ
3	実施事業を証明する書類	指定書等
4	保育補助者の雇用契約書の写し (既に保育補助者を雇用している場合)	契約締結前のものでも可
5	保育補助者の要件を証明する書類 ・在職証明書（保育所又は認定こども園） ・子育て支援員研修又は家庭的保育者の研修の修了証書 ・40時間以上の保育補助者実習等修了証明書	※研修等未受講の場合は不要 子育て支援員研修については 「地域型保育」又は「一時預かり事業」に限る。
6	連帯保証人の所得証明書及び住民票	市町長の証明
7	個人情報の取扱いについての同意書	
8	保育補助者の資格取得等に係る誓約書（様式第2号）	
9	「保育士勤務環境改善計画書」（様式第3号）	
10	「貸付申請金額等内訳書」（様式第4号）	

(2) 既に雇用している保育補助者を対象とする場合

2の(2)の区分に応じて以下のいずれかの書類

No.	提出書類	備 考
11	「既雇用保育補助者申請書」（様式第1号の2）	
12	算定対象の保育士の保育士証の写し 入社年月日及び在籍状況が分かる資料 (雇用保険の被保険者台帳照会の写し等)	2の(2)の②に該当する場合 (前年同月より保育士等同数以上)
13	算定対象の保育士の保育士証の写し 入社年月日及び在籍状況が分かる資料 (雇用保険の被保険者台帳照会の写し等)	

9 貸付後の状況報告について

貸付施設・事業所については、原則として香川県保育補助者雇用支援事業貸付対象者審査委員会において、様式第3号「保育士勤務環境改善計画書」及び様式第4号「貸付申請金額等内訳書」の内容を審査のうえ決定します。

なお、様式第4号に記載する申請金額の多寡は評価の対象ではありませんので、所要額を記載してください。

評価基準は別紙のとおりです。

8 貸付施設・事業所の選定について

貸付け後、1年ごとに様式第3号「保育士勤務環境改善計画書」及び様式第4号「貸付申請金額等内訳書」の内容のフォローアップを行うことを予定しているため、貸付施設・事業所については、これにご対応ください。（報告書の提出等を想定しています。）

提出時期等については、貸付決定後、香川県社会福祉協議会より連絡します。

10 返還の免除

(1) 貸付けを受けた施設又は事業者が次に該当する場合には、返還額の全額を免除します。

① 貸付けを受けた施設・事業所において保育補助者が保育の補助等の業務に従事し、以下のいずれかに該当する場合

ア 貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得した場合

イ 貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき

② ①の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 貸付けを受けた施設又は事業者は、次に該当する場合には、貸付けた雇上げ費(既に返還した金額を除く)に係る返還の債務を次に定める範囲内において免除することができます。

○ 貸付けを受けた施設・事業所において保育補助者が1年以上保育の補助等の業務に従事したとき………返還債務の額の一部(※)

※免除の額の算定について

裁量免除の額は、香川県の区域内で保育の補助等の業務に従事した月数を、貸付けを受けた期間の3分の4に相当する月数（この月数が24に満たない場合は、24とする。）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とします。

11 貸付契約の解除

次のいずれかに該当すると認められる場合は貸付契約を解除するものとします。

- (1) 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する若しくはそれに準ずる者として認めることが著しく困難であるとき
- (2) 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであって、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかったとき、又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として認めることが著しく困難であるとき
- (3) 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかったとき、又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する若しくはそれに準ずる者として認めることが著しく困難であるとき
- (4) その他保育補助者雇上費貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

12 返還

次のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)、当該事由が生じた日の属する月の翌月から、香川県社会福祉協議会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、別途定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければなりません。

- (1) 貸付金の貸付契約が解除されたとき。
(例：保育補助者が保育士の資格が取得できなくなった、契約の解除を申し出た等)
- (2) 貸付対象者又は保育補助者が香川県内において、香川県保育補助者雇上支援実施要綱(以下「要綱」という。)第8条第1号に規定する業務に従事しなかったとき。
(例：保育補助者が貸付期間中又は貸付終了後1年以内に保育士資格を取得できなかつた、香川県内で保育補助等の業務に従事しなくなった等)
- (3) 貸付対象者が香川県内において、要綱第8条第1号に規定する業務を行う意思がなくなったとき。
- (4) 貸付対象者が香川県内において、保育の補助等の業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。
- (5) 貸付対象者又は保育補助者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

13 返還債務の履行猶予

貸付けを受けた施設又は事業者は、雇い上げている保育補助者が次に掲げる事由が継続している期間、返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 保育補助者が貸付けを受けた施設・事業所において、保育の補助等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

14 書類の提出先及び問合せ先

香川県社会福祉協議会 香川県福祉人材センター

〒760-0017 高松市番町一丁目 10 番 35 号香川県社会福祉総合センター4階

TEL : 087-833-0250 FAX : 087-861-5622

E-Mail : jinzai@kagawakenshakyo.or.jp

ホームページ : https://www.kagawakenshakyo.or.jp/fukushi/loan/shikin_yatoiage.html

別紙（評価基準）

1 提案項目	保育士の業務負担軽減の取組み
2 評価項目	
①具体性	<ul style="list-style-type: none">・目標が具体的に記載されているか。（定量的な目標が望ましい）・方策や実施体制が具体的に記載されているか。
②的確性 (効果)	<ul style="list-style-type: none">・各項目(テーマ)に沿った目標設定となっているか。・目標に対して、方策及び実施体制が効果的な内容となっているか。 (目標、方策及び実施体制に相関関係があるか)・目標、方策及び実施体制が過大又は過小でないか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none">・目標達成に向けた手順に実現性があるか。・目標を達成に向けた十分な実施体制が確保されているか。
④独創性	<ul style="list-style-type: none">・目標、方策及び実施体制が記載例どおり等ではなく、独創的な内容となっているか。

別添【保育補助者の対象要件となる実習の内容について】

実習項目	目安の時間	実習内容
1 保育所の役割	30 分	保育の役割 ※ 1 「保育所保育指針第1章第1節」（参考）の内容を踏まえて実習を行うこと。
2 子どもの発達	60 分	①発達への理解 ②胎児期から青年期までの発達 ③発達への援助 ④子どもの遊び
3 保育の基本	1,680 分	①子どもとの関わり方 ②身体を使った遊び ③言葉・音楽を使った遊び ④物を使った遊び ⑤その他保育士の業務の補助に関する事項
4 乳幼児の発達と心理	90 分	①発達とは ②発達時期の区分と特徴 ③ことばのコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える保育者の役割
5 乳幼児の食事と栄養	60 分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④保育者が押さえる食育のポイント
6 小児保育	120 分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて ⑤子どもに多い症例とその対応 ⑥子どもに多い病気（SIDS等を含む）とその対応※ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「保育所における感染症対策ガイドライン」を周知する。 ⑦事故予防と対応
7 心肺蘇生法	120 分	①心肺蘇生法、AED、異物除去法等 ※2 見学だけの科目にならないよう配慮が必要。
8 安全の確保とリスクマネジメント	60 分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任

9 保育者の職業倫理と配慮事項	90 分	①保育者の職業倫理 ②保育者の自己管理 ③地域等との関係 ④保育所や様々な保育関係者との関係 ⑤行政との関係 ⑥地域型保育の保育者の役割の検討
10 特別に配慮を要する子どもへの対応	90 分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊びを通して、子どもの発達を促す方法